# 令和4年度鹿児島県 クリーニング師試験問題(学科試験)

試験実施日:令和4年11月13日

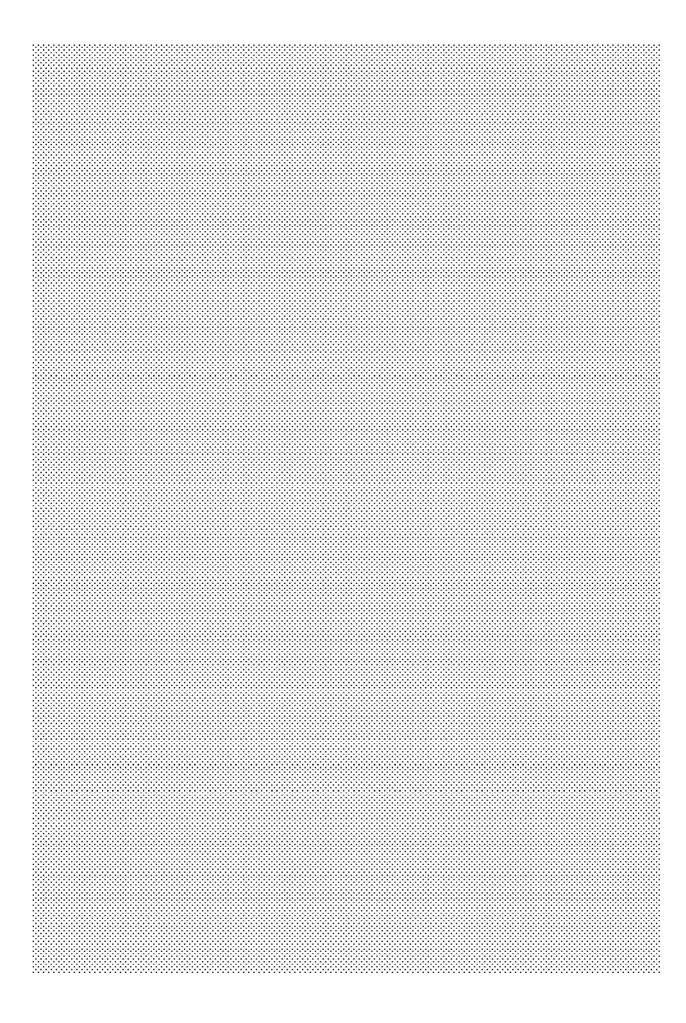
指示があるまで開いてはいけません。

	弒	験	時	間	
10段	<del>j</del> 20	分~	- 11	時 5	0分

試	験	科	目	出題数
衛	生	法	規	2 0 問
公	衆	衛	生	2 0 問
洗た	: く 牧	匆の気	ひ 理	2 0 問

### [受験上の注意]

- 1 机の上の番号と受験番号を確認し、受験票を机の上に置いてください。
- 2 机の上には、鉛筆、消しゴム、時計等必要なもの以外は、置かないでください。
- 3 計算機,携帯電話等は使用できません。電源を切ってその他の荷物と一緒に机の下 に置いてください。
- 4 試験開始から30分間は退出できません。30分経過してから退出される場合は、着席したまま手をあげて係員に知らせ、解答用紙が回収された後に、許可を得て静かに退出してください。
- 5 一度退出してからは、原則として再入場は認めないので注意してください。
- 6 解答用紙に受験番号及び氏名を記入し,解答は必ず解答用紙に記入してください。
- 7 試験問題は持ち帰って構いません。



## 【衛生法規に関する知識】

1 次の文章は、クリーニング業法について述べたものである。次の文章の ( ) の中に下記の語群から正しい語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。ただし、同じ番号を複数回使用することはできません。

(5点×10問=50点)

- (1) この法律は、クリーニング業に対して、(ア)等の見地から必要な(イ)を行い、もつてその経営を(ウ)に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的とする。(法第1条)
- (2) この法律で「クリーニング業」とは、( エ ) を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすることをいう。(法第2条第1項)
- (3) クリーニング所を開設しようとする者は、( オ ) の定めるところにより、クリーニング所の位置、( カ ) 及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ( キ ) に届け出なければならない。(法第5条第1項)
- (4) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の(ク)の向上を図るための(ケ)を受けなければならない。(第8条の2第1項)
- (5) 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の 刑に処されたときは、その免許を (コー)ことができる。(法第12条)

#### (語群)

条例	2	監視	3	公共の福祉	4	溶剤又は洗剤
厚生労働省令	6	薬剤	7	都道府県知事	8	市町村長
研修	10	取り消す	11	資質	12	厚生労働大臣
試験	14	停止する	15	染料	16	クリーニング師
講習	18	国民経済	19	公衆衛生	20	構造設備
技能	22	指導及び取締り	23	労働衛生	24	衛生管理
売却						
	厚生労働省令 研修 試験 講習 技能	厚生労働省令       6         研修       10         試験       14         講習       18         技能       22	厚生労働省令6薬剤研修10取り消す試験14停止する講習18国民経済技能22指導及び取締り	厚生労働省令6薬剤7研修10取り消す11試験14停止する15講習18国民経済19技能22指導及び取締り23	厚生労働省令6薬剤7都道府県知事研修10取り消す11資質試験14停止する15染料講習18国民経済19公衆衛生技能22指導及び取締り23労働衛生	厚生労働省令6薬剤7都道府県知事8研修10取り消す11資質12試験14停止する15染料16講習18国民経済19公衆衛生20技能22指導及び取締り23労働衛生24

- 2 クリーニング業法令で定められた、クリーニング業及びクリーニング所に関する事項のうち、正しいものに〇印、誤っているものに×印を解答欄に記入しなさい。 (5 点×10問=50点)
- (1)洗場については、床が、不浸透性材料(コンクリート、タイル等)で築造され、これに適当な勾配と排水溝が設けられていればよい。
- (2)貸しおむつ,貸しおしぼり業などいわゆるリネンサプライ業については,クリーニング業には含まれない。
- (3) 営業者は、クリーニング所(洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。) ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であつて、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りではない。
- (4) クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失ったときは、その旨を記載して、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、6か月以内に再交付の申請をしなければならない。
- (5)洗濯機,脱水機,仕上げ専用の作業台,洗濯物を保管する設備又は容器及び集配容器は,毎月1回以上,消毒を行わなければいけない。
- (6) 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、クリーニング所又は業務用の車両に立ち入り、衛生措置の実施状況を検査させることができるが、これを営業者が拒否した場合、罰則はない。
- (7) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒しなければならない。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
- (8) 仕上げの終わった洗濯物は、洗剤、有機溶剤、染み抜き薬剤、消毒剤等が残留していないことを確認するとともに、汚染されることのないよう衛生的に取り扱う必要がある。
- (9) 都道府県知事は、営業者が法第十条の二に規定する命令に従わないときは、期間を 定めてその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業の ための使用の停止を命ずることができる。
- (10) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。

## 【公衆衛生に関する知識】

- 1 次の文章の( )の中に、下記の語群から最も適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。ただし、同じ番号を複数回使用することはできません。 (5 点×8 問=40点)
- (1)全ての洗濯物には(ア)があり、有機物も存在するため、時間経過とともに増殖する可能性がある。場合によっては、(イ)を発生する場合もあるので、その取扱いには留意しなければならない。ブドウ球菌などは乾燥表面で約1か月程度は生存可能であるが、多くの微生物は湿潤環境を好むため、洗濯物は(ウ)で保管すべきである。
- (2) クリーニング所は、居室、台所、便所等の施設及び他の営業施設と(エー)等により区分されていること。
- (3) 新型コロナウイルス患者が使用したリネン類は、感染性があるウイルスが付着している可能性がある。リネン類等を運搬する場合を含め、洗濯する前にリネン類等を扱う場合は(オー)が重要である。
- (4) 病原体を物理的又は化学的方法により死滅させ、あるいは感染量に達しない程度まで大幅に減少させることを(カー)という。これに対して全ての微生物を死滅させてしまうことを、(キー)という。
- (5) 大気汚染防止法では、テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機(密閉式のものを除く)については、処理能力が1回当たり(ク)kg以上の施設に指定物質抑制基準が設定されており、事業者は当該排出又は飛散を抑制するための措置をとる必要がある。

#### (語群)

1	木造建築物	2	乾燥状態	3	冷水
4	10	5	20	6	30
7	隔壁	8	パーテーション	9	熱気
10	湿潤状態	11	紫外線	12	臭気
13	消毒	14	微生物汚染	15	漂白
16	滅菌	17	除菌	18	手指衛生

2 次のA群にもっとも関係の深いものをB群の中から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。ただし、同じ番号を複数回使用することはできません。

#### (5点×6問=30点)

#### 【A群】

- (1) 光化学オキシダント
- (2) PRTR制度
- (3) オゾン層破壊
- (4) 石油系溶剤
- (5) SDG s
- (6) ソルカン

#### 【B群】

- 1 持続可能な開発目標
- 2 フロン排出抑制法
- 3 大気汚染防止法
- 4 温対法
- 5 有機溶剤中毒予防規則
- 6 化管法
- 3 次の文書のうち,正しいものに $\bigcirc$ 印,誤っているものに $\times$ 印を解答欄に記入しなさい。 (5 点 $\times$  6 問=30点)
- (1)指定洗濯物の一般的な消毒方法として,熱湯による消毒を用いる場合,80℃以上の熱湯に10分間以上浸し,温度計により温度の確認をすることとされている。
- (2) ドライクリーニング機械から排出される排液は、適正に処理して公共水域、公共下水道などに排出しなければならず、テトラクロロエチレンの排液の管理濃度は、 0.5mg/L以下としている。
- (3) ノロウイルスに係る吐ぶつやふん便が布団などのリネン類に付着した場合の処理として、熱水洗濯が行える洗濯機がない場合には、次亜塩素酸ナトリウムの消毒が有効である。
- (4)洗濯機,脱水機等の機械,作業台,運搬・集配容器等の洗濯物が接触する部分は, 2日に1回以上,業務終了後に洗浄または清掃し,仕上げの終った洗濯物の格納設備 又は容器は,少なくとも1月に1回以上清掃を行い,清潔に保つこと。
- (5) クリーニング所で使用されたテトラクロロエチレンや石油系溶剤などを含む廃油等 の廃棄物は、その含有濃度や引火性にかかわらず、一般廃棄物に分類される。
- (6) 伝染病(結核,皮膚疾患等)に感染した場合,洗濯物の処理業務は停止させられることがあるが,洗濯物の受取,引渡し業務では停止させられることはない。

## 【洗たく物の処理に関する知識】

1 次の洗濯絵表示の意味として,正しいものに○印を,誤っているものに×印を 解答欄に記入しなさい。

(5点×6問=30点)

(1) 30

液温は、30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。

(2)

塩素系漂白剤による漂白はできない。

(3)

平干し乾燥がよい。

(4)

ドライクリーニング処理ができない。

(5)



底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。

(6)



ウェットクリーニング処理ができる。 通常の処理 2 次の文章の( )の中から正しいものを一つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

(5点×6問=30点)

- (1) ポリアミド系合成繊維の一般名は(①アクリル,②レーヨン,③ナイロン)で世界最初の合成繊維である。ほとんどが長繊維として使われ、短繊維は補強用に単独あるいは羊毛やポリエステルなど他の繊維と混紡して使われる。
- (2) ドライクリーニングにおいて、ドライ仕上げの最適な蒸気圧は(①0.5MPa, ②0.75MPa, ③1.0MPa) である。
- (3) 和服のクリーニング方法について、一般衣料のドライクリーニングと同じでよいが、絹和服の洗浄は、(①水、②石油系溶剤、③塩素系溶剤)によるブラシ洗いに重点が置かれ、ワッシャーによる処理はすすぎを行う程度にとどめる。
- (4) (①水溶性,②油性,③不溶性)のシミは,一般に生地が透けて見え,手ざわりが柔らかい。シミの周囲の輪郭は,はっきりしていないものが多い。
- (5) 洗浄機の運転による揉み作用でジーンズやカジュアルウェアなどに着古し感を与えるための製品洗い加工を(①ウォッシャー加工,②減量加工,③エンボス加工)という。
- (6) ウエットクリーニングは、素材へのダメージを抑えることを優先するため、一般に洗浄性が低い。純粋な水溶性汚れはほぼ除去可能だが、油性汚れはドライクリーニングの(①0~20%、②5~25%、③10~30%)程度しか除去できない。

- 3 次の文章の ( ) の中に、下記の語群から最も適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。ただし、同じ番号を複数回使用することはできません。 (5 点×8 間=4 0 点)
- (1) シミ抜きは、油性処理、水溶性処理、酵素処理、(ア)処理、(イ) 処理の順に処理を進め、処理の効果が認められるものについては、その処理を徹 底して行うようにする。
- (2) ランドリー工程の洗濯処理について、漂白剤は黄ばみ、シミ、汚れを分解して漂白する。( ウ )の効果がある。漂白剤の中でも、( エ )は作用が強く 染料が脱色したり、繊維をいためやすいので注意を要する。
- (3) 「( オ ) システム」とは、あらかじめドライ溶剤にドライソープを添加しておいて洗う方法で、一般的なドライクリーニングシステムである。
- (4) (カ)は植物の茎からとる靭皮繊維と、葉からとる葉脈繊維の2種類がある。(カ)の手触りは硬く、吸湿性があってサラッとしてべとつかないため、(キ)向きの素材として最適である。また、天然素材の中で最も強度がある。
- (5) 洗剤は、いずれも (ク)を下げる働きを持っており、その主成分は界面 活性剤である。

#### (語群)

 1 酸化漂白
 2 還元漂白
 3 水
 4 熱湯
 5 チャージ

 6 界面張力
 7 乳化作用
 8 衣類殺菌
 9 消毒
 10 ソープ

 11 麻
 12 春
 13 夏
 14 レーヨン
 15 パーク

 16 綿
 17 秋
 18 冬
 19 キュプラ

 20 次亜塩素酸ナトリウム
 21 過炭酸ナトリウム
 22 過酸化水素水

## 令和4年度鹿児島県クリーニング師学科試験 解答用紙

受験番号	
氏 名	模範解答

## 【衛生法規に関する知識】

問1 (5	問 1 (5点×10問=50点)								
(1) $(2)$ $(3)$ $(4)$ $(5)$								(5)	
ア	7	ウ	Н	才	力	キ	ク	ケ	コ
19	22	3	4	5	20	7	11	9	10

問2(5	問 2 (5 点×10問=50点)								
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
0	×	0	×	0	×	0	0	0	$\circ$

#### 【公衆衛生に関する知識】

問1 (	問1 (5点×8問=40点)								
(1) (2) (3) (4) (5							(5)		
(ア)	(イ)	(ウ)	(工)	(ク)					
14	12	2	7	18	13	16	6		

問2 (	5 点× 6	問=30点	)		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
3	6	2	5	1	4

問3 (	5 点× 6	問=30点	)		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
0	×	0	×	×	×

2枚目へつづく

## 【洗たく物の処理に関する知識】

問 1 (5 点×6 問=30点)								
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
0	X	X	0	X	0			

問 2 (5 点×6 問=30点)								
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
3	1	2	2	1	2			

問3 (5点×8問=40点)							
(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
ア	イ	ウ	工	オ	力	キ	ク
1	2	8	20	5	11	13	6